

社会福祉法人古平福社会役員等に関する報酬等規程

第一章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人古平福社会役員及び評議員、その他の委員等が、業務に従事する際の報酬等の支給、並びに業務に際し必要な諸経費の支出と、慶弔等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいい、評議員又はその他の委員等は役員等に含まれる。ただし、会計監査人は、いずれにも含まれないものとする。

2 本規程でいう報酬等とは、常勤の役員（常勤の代表理事及び業務執行理事）及び非常勤の役員（非常勤の代表理事及び業務執行理事及びその他非常勤の理事又は監事）、又は評議員、その他委嘱を受けた委員会の委員等が就業或いは役務を提供したことに対し支払われる報酬と日当、並びに実費弁償費をいう。

3 本法人の施設、事業所等の職員を兼務する役員等（以下、「兼務理事等」という。）は、職員としての本来業務を除く法人役員としての職務に限り、この規程を適用することができる。

第二章 報酬等

(報 酬)

第3条 継続的かつ定期的に就業することを実態とする常勤又は非常勤の役員の報酬は、職務に就業する個人の役割、職務の内容等を総合的に勘案・評価し、別表1に定める報酬基準額を評議員会の決議を経て決定し、支払うものとする。

(報酬等の支払い)

第4条 本規程でいう役員等には、その就業形態及び提供した役務の形に応じて次に掲げる報酬等を支払う。

- | | | |
|------------|--------------------|---------------|
| (1) 常勤の役員 | (常勤の代表理事及び業務執行理事) | 報酬、賞与、及び退任慰労金 |
| (2) 非常勤の役員 | (非常勤の代表理事及び業務執行理事) | 報酬、賞与、及び退任慰労金 |
| (3) 非常勤の役員 | (上記(1)、(2)以外の役員) | 日当、及び実費弁償費 |
| (4) 評議員 | | 日当、及び実費弁償費 |
| (5) その他委員 | | 日当、及び実費弁償費 |

2 前項(1)及び(2)の退任慰労金は、役員としての就任期間を円滑かつ円満に業務の執行を行い、その任期を満了、又は辞任（死亡含む）するに至った者に限り支給すること

ができるものとする。

(報酬等の額の算定方法)

第5条 常勤及び非常勤の役員(代表理事及び業務執行理事)に対する報酬の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬 別表第1の1に定める額
- (2) 賞与 別表第2の1に定める算式により算出される額
- (3) 退任慰労金 別表第3に定める算式により算出される額

2 非常勤の役員(代表理事及び業務執行理事)に対する報酬の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、職員を兼務する非常勤の役員(代表理事及び業務執行理事並びにその他理事)の報酬は、職員給与に別途定める役員兼任手当を付加することをもって代えられる。

- (1) 報酬 別表第1の2に定める額
- (2) 賞与 別表第2の2に定める算式により算出される額
- (3) 退任慰労金 別表第3に定める算式により算出される額

3 評議員に対する報酬の額は、別表第1に定める額とする。

4 その他の委員等に対する報酬の額は、別表第1に定める額とする。

(報酬等の支払い方法)

第6条 常勤の役員に対する報酬等の支払いの時期は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月末日(その日が日曜日、休日又は土曜日にあたるときは、その日前において、直近の日曜日、休日又は土曜日でない日)
- (2) 賞与 毎年6月及び12月
- (3) 退任慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により常勤の役員を退任した後1カ月以内

2 非常勤の役員(代表理事及び業務執行理事)の前2項によるもののほかの業務に対する報酬は、第1項(1)の支払いの時期に準ずる。

3 非常勤の役員に対する報酬は、理事会等に出席した都度、支払う。

4 評議員に対する報酬は、評議員会に出席した都度、支払う。

5 その他委員等に対する報酬は、関係する委員会等に出席した都度、支払う。

6 報酬等は、通貨をもって本人(死亡により退任した者の退任慰労金にあっては、その遺族。)に支払う。ただし、本人から申し出のあったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

7 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支払う。

(報酬の額の日割り計算)

第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支払う。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支払う。

3 月の途中で就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の役員が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支払う。

(交通費)

第8条 理事会、評議員会、その他委員会等への出席、法人業務に携わったときの交通費は、費用弁償費(定額)にて都度、支払うものとする。ただし、これによれない場合は、別途定める算定方法により計算した額を交通費として支払う。

2 常勤及び一定の継続した就業期間を有する非常勤の役員、又は兼務理事には、第1項は適用しない。

(費用弁償)

第9条 役員等が、招集された理事会、評議員会、その他委員会等へ出席したときには、都度、交通費を支払う。

2 役員等が必要な法人業務に携わったときに支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支払う。

第三章 出張旅費

(出張旅費)

第10条 出張旅費は、原則として交通費、宿泊費、宿泊日当及びその他費用に区分する。

2 交通費は、鉄道料金、航空料金、車賃、船賃(急行料金、特急料金、指定席料金等含む)、高速道路料金等に要した費用を支給する。

3 宿泊費は、本法人が業務出張に際して指定した宿泊施設の宿泊費用を支払う。ただし、これによれない場合は、理事長が承認した、主催者等の指定する宿泊施設の室料、食事料金、付随する税及びサービス料等を宿泊費用とする。

4 宿泊日当は、宿泊を伴う出張に対して、1泊当たり、別途2,000円を支給する。

5 その他出張中において用務に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支払う。

(出張旅費の仮払い)

第11条 出張旅費は、出発前に予定必要額の範囲内で申請し仮払いを受けられる。

(出張旅費の精算)

第12条 出張者は、出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

2 第11条において旅費の仮払いを受けた出張者は、出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算しなければならない。

第四章 退職金及び退任慰労金

(退職金及び退任慰労金)

第13条 第4条第1項(1)及び(2)に掲げる役員が役職を退職する際は、同2項の要件を満たした場合には、別表3の1に定める算式により算定される退職金を支給する。

2 在任期間の計算は、役職への就任日を起算として、1年に満たない端数月は6か月未満を切り捨て、6か月以上のときは切り上げるものとする。

3 その他の役員等がそれぞれ任期の満了、辞任又は死亡により役員等を退任した場合には、別表3の2に定める額を退任慰労金として、現金にて支給する。

第五章 慶 弔

(祝金)

第14条 役員等が社会福祉事業等に関する功勞により、厚生労働大臣、北海道知事、古平町長の功勞表彰又は国の叙勲、褒章制度に基づく叙勲、法使用を受けたとき及び理事長が指定した表彰などを受けたときは、別表4の1に定める祝金を支給する。

(傷病見舞金)

第15条 役員等が傷病等により入院が継続して2週間以上に及んだときは、別表4の2に定める傷病見舞金を支給する。

(災害見舞金)

第16条 役員等が火災、水害その他不時の災害を受けたときは、その被害に応じて別表4の3に定める災害見舞金を支給する。

(弔慰金)

第17条 役員等が死亡したときは、相続人に対し、別表5に定める弔慰金を支給し、必要により葬儀に際しての生花や弔電を供える事ができる。

(親族等への供花料)

第18条 役員等の親族等が死亡したときは、別表6に定める香華料をもって、香料を届け、必要により葬儀に際しての生花や弔電を供える事ができる。

(委任)

第20条 この規程の施行に関し必要な事項、及び改正や廃止する必要がある場合は、評議員会の決議を経なければならない。

附則

この規程は、社会福祉法人古平福社会定款第9条及び第23条第1項に基づき、別途定められ、平成29年4月1日より適用する。

- ・この規程は、平成29年8月28日一部改正し平成29年10月1日より適用する。

【別表1】*第3条関係 (※源泉より所得税、復興特別所得税を徴収する。)

◎代表理事、業務執行理事の法人業務に対する報酬額 (月次)

1. 継続的かつ定期的に就業することを実態とする常勤の役員 (※兼務理事等を除く)

* A出勤) 一日につき4時間程度の就業(一週に3日~4日、一月に12日~16日)

* B出勤) 一日につき2時間程度の就業(一週に3日~4日、一月に12日~16日)

役職名	報酬 (単価:円)	摘要
代表理事(理事長)	A出勤) 日額@3,000円	A出勤) 10:00am~14:00pm
業務執行理事	B出勤) 日額@1,500円	B出勤) 10:00am~12:00pm
役職手当(理事長)	月額(定額) 10,000円	自宅での軽易かつ定型な業務対応に対して支給(書類閲覧・決済処理、電話対応等)
〃(専務理事)	月額(定額) 5,000円	
〃(常務理事)	月額(定額) 5,000円	

2. 継続的かつ定期的に就業することを実態とする非常勤の役員 (※兼務理事等を除く)

* C出勤) 一回につき2時間程度の就業(一週に1回、一月に4回を想定)

* D出勤) 一回につき3~4時間程度の就業(一週に2回、一月に8回を想定)

役職名	積算根拠 (単価:円)	報酬 (単価:円)
代表理事 (理事長)	C出勤) @2,500円×4 役職手当 10,000円	(定額) 月額 20,000円
業務執行理事 (専務、常務)	D出勤) @3,000円×8 役職手当 5,000円	(定額) 月額 30,000円

3. 継続的かつ定期的に就業することを実態とする常勤の役員 (※兼務理事等の場合)

* 兼務理事(法人の職員を兼務する理事)の場合は、就業の形態が常勤であっても、主が職員としての業務に給与が支給されているため、理事として法人業務に就業する部分に役員兼任手当を付加するものとする。

役職名	報酬 (単価:円)	摘要
兼任理事・事務局長	給与に付加 20,000円	役員兼任手当(基準額に含む)

◎役員等の会議等への出席に対する報酬額 (※兼務理事等を除く)

役職名	報酬 (単価:円)	摘要
理事(出席者)	日当(一回) 5,000円	理事会、監査等立会
理事(該当者)	日当(一回) 3,000円	上記以外の業務、出張等
監事(出席者)	日当(一回) 5,000円	理事会、評議員会
監事(4時間以内)	日当(一回) 5,000円	運営指導・監査等立会

監事（4時間超）	日 当（一回） 8, 0 0 0 円	運営指導・監査等立会
監事（該当者）	日 当（一回） 3, 0 0 0 円	上記以外の業務、出張等
評議員（出席者）	日 当（一回） 5, 0 0 0 円	評議員会
評議員（該当者）	日 当（一回） 3, 0 0 0 円	上記以外の業務、出張等
評議員選任解任委員	日 当（一回） 5, 0 0 0 円	選任・解任委員会出席
苦情解決委員会委員	日 当（一回） 5, 0 0 0 円	会合出席者（第三者委員のみ）
運営推進会議委員	日 当（一回） 5, 0 0 0 円	夕凧、グッドケア、セルフケア
入居調整委員会委員	日 当（一回） 5, 0 0 0 円	夕凧

※会合や業務等によらない役員等の来訪・来所には支払わなくてもよいものとする。

◎会議等出席の際の実費弁償費及び交通費の額 〔※非課税〕 （※兼務理事等を除く）

対 象 者	費 用 弁 償（日額）	摘 要
町内からの出席者	一回（往復） 1, 0 0 0 円	自家用車やタクシー使用者
町外からの出席者	公共交通機関料金相当額	事前に使用経路を申告要する

※会合や業務等によらない役員等の来訪・来所には支払わなくてもよいものとする。

◎出張の際の旅費、宿泊日当及び交通費の額 〔※非課税〕 （※兼務理事等を含む）

旅 費	宿泊費（日額）	宿泊日当（1泊）	そ の 他
指定した経路実費	指定の宿泊先料金	2 0 0 0 円	標準精算
車賃 @35 円/km	理事長の承認		上記に拠れない場合

【別表2】*第3条関係（※源泉より所得税、復興特別所得税を徴収する。）

◎代表理事、業務執行理事の法人業務に対する報酬額（賞与）

1. 継続的かつ定期的に就業することを実態とする常勤の役員 （※兼務理事等を除く）

役 職 名	賞 与（6月）	賞 与（12月）
代表理事	賞与月の報酬額×1.5	賞与月の報酬額×1.5
業務執行理事	賞与月の報酬額×1.5	賞与月の報酬額×1.5

2. 継続的かつ定期的に就業することを実態とする非常勤の役員 （※兼務理事等を除く）

役 職 名	賞 与（6月）	賞 与（12月）
代表理事	賞与月の報酬額×1	賞与月の報酬額×1
業務執行理事	賞与月の報酬額×1	賞与月の報酬額×1

【別表3】*第3条関係（※源泉より所得税、復興特別所得税を徴収する。）

◎役員等（理事、監事、評議員、委員等）の退職金及び退任慰労金

1. 代表理事及び業務執行理事の業務に対する退職金（※兼務理事等を除く）

就任期間	常勤であった場合	非常勤であった場合
1任期目～2任期目	50,000円	30,000円
3任期目～4任期目	80,000円	50,000円
5任期目以上	100,000円	100,000円

2. 役員等の退任に伴う退任慰労金（※兼務理事等を含む）

役職名	支給基準額	摘要
理事、監事	1任期目 10,000円	2任期目～定額30,000円
評議員	1任期目 10,000円	2任期目～定額30,000円
各委員等	1任期ごと 5,000円	任期満了時 謝金として支給
事務局長	1年ごと 10,000円	(通算で上限50,000円)

【別表4】*第13条、第14条、第15条、第16条関係（※兼務理事等を含む）

◎役員等（理事、監事、評議員、事務局長）への祝金及び見舞金〔※非課税〕

区分	支給基準額	摘要
1) 祝金	ア. 国の叙勲、褒章	30,000円
	イ. 厚生労働大臣表彰	20,000円
	ウ. 北海道知事表彰	20,000円
	エ. 古平町長表彰	10,000円
	オ. 理事長の指定する表彰等	10,000円
2) 傷病見舞金	ア. 私傷病見舞金	10,000円
	イ. 業務上の傷病見舞金	30,000円
	ウ. 通勤災害の傷病見舞金	10,000円
3) 災害見舞金	被害の程度により理事長判断	～30,000円

【別表5】*第17条関係（※兼務理事等を含む）

◎役員等（理事、監事、評議員、事務局長、委員等）への弔慰金〔※非課税〕

対象者	支給基準額	摘要
代表理事（理事長）	30,000円	必要に応じて、別途、弔電、又は供花を供えることができ
理事、監事	10,000円	

評議員	10,000円	る。
委員等	10,000円	

【別表6】*第18条関係（※兼務理事等を含む）

◎役員等（理事、監事、評議員、事務局長）の親族に対する香華料〔※非課税〕

対 象 者	支 給 基 準 額	摘 要
配偶者	10,000円	必要に応じて、別途、弔電、 又は供花を供えることができ る。
同居の父母、義父母、	10,000円	
同居の子、孫	10,000円	